

無人海島開発・利用審査・認可弁法 2016年12月26日国家海洋局国海発[2016]25号により発布 同日施行

目次

第1章	総則
第2章	申請及び審査・認可
第3章	認可・回答及び登記
第4章	附則

第1章 総則

第1条 無人海島の保護及び管理を強化し、かつ、無人海島開発・利用審査・認可業務を規範化するため、「海島保護法」により、この弁法を制定する。

第2条 中華人民共和国に属する無人海島において開発・利用活動に従事する申請、審査及び認可には、この弁法を適用する。

第3条 無人海島の開発・利用については、科学的に規画し、保護を優先し、合理的に開発し、及び永続的に利用するという原則を遵守し、海洋生態文明建設要求を全面的に具体化し、グリーン環境保護、低炭素・エネルギー節約及び集約的節約の生態海島開発・利用モデルを奨励する。

第4条 無人海島開発・利用審査・認可の根拠は、次のものとする。

- (1) 「海島保護法」及び関係する法律・法規
- (2) 海洋主体功能区規画、海島保護規画及び海洋功能区画等の関係する法定の規画及び区画
- (3) 無人海島開発・利用管理技術標準及び規範

第5条 無人海島の開発・利用が次の各号のいずれかに該当する場合には、国務院が審査・認可する。

- (1) 領海基点の所在する海島の利用にかかわるとき。
- (2) 国防用途海島の利用にかかわるとき。
- (3) 国家級海洋自然保護区内の海島の利用にかかわるとき。
- (4) 海を埋め立てて島をつなげ、又は海島の自然属性の消失をもたらすとき。
- (5) 海島の自然地形若しくは土地の外観の重大な改変を招き、又は海島自体の消失をもたらすとき。
- (6) 国務院所定のその他の海島の利用

2 前項所定以外の無人海島の開発・利用については、省級人民政府が認可する。

3 領土主権、海洋權益又は国防建設等の重大利益の維持・保護にかかわる海島の利用については、更に国及び軍隊の関係規定に従い執行しなければならない。

第2章 申請及び審査・認可

第6条 単位及び個人は、無人海島の開発・利用を申請する際には、次の申請資料を提出する必要がある。

- (1) 無人海島開発・利用申請書
- (2) 無人海島開発・利用具体方案
- (3) 無人海島開発・利用プロジェクト論証報告

第7条 無人海島開発・利用具体方案を編成する場合には、次の内容を明確にしなければならない。

- (1) 関係する法律・法規、規画、技術標準及び規範により、海島利用面積、海島利用方式並びに配置及び開発強度等を合理的に確定し、海島資源を集約的に節約して利用すること。
- (2) 建築物又は施設の建設総量、高度及び海岸線との距離を合理的に確定し、かつ、当該建築物又は施設をして周囲の植被及び景観と協調させること。
- (3) 海島の保護措置を明確化し、海島生態環境モニタリング・ステーション（ポイント）を確立し、開発・利用中の廃水、廃ガス、固体廃棄物、粉塵又は放射性物質等が海島及びその周辺海域の生態系統に対し破壊をもたらすことを防止すること。

第8条 無人海島開発・利用プロジェクト論証報告は、自然資源及び生態系統のバックグラウンド調査を基礎としてこれを編成し、次の内容を重点的に論証しなければならない。

- (1) 無人海島開発・利用の必要性
- (2) 無人海島開発・利用具体方案の合理性
- (3) 海島及びその周辺海域の生態系統に対する影響
- (4) 海島の植被、自然海岸線、砂浜、希少・絶滅危惧種及び固有種並びにその生態環境、自然景観並びに歴史又は人文遺跡等に対する保護措置のフェージビリティ及び有効性

第9条 国务院に報告して審査・認可を受ける無人海島開発・利用申請は、国家海洋局がこれを受理する。

2 その他の無人海島開発・利用申請は、省級海洋主管部門がこれを受理する。

第10条 国务院に報告して審査・認可を受ける海島の利用については、国家海洋局が関係部門及び専門家を組織して申請資料について審査を行わせる。

2 省級人民政府に報告して審査・認可を受ける海島の利用については、省級海洋主管部門が関係部門及び専門家を組織して申請資料について審査を行わせる。

第11条 無人海島開発・利用審査は、次の原則を遵守してそれによらなければならない。

- (1) 領土主権及び海洋權益の維持・保護
- (2) 国防安全及び海上交通安全の保障
- (3) 海島及びその周辺海域の自然資源及び生態系統の保護
- (4) 無人海島の合理的な開発及び持続可能な利用の促進
- (5) 国家重大プロジェクト建設海島利用の保障

第12条 無人海島開発・利用審査の主要内容には、次のものが含まれる。

- (1) 受理及び審査が所定の手続及び要求に適合しているか否か。
- (2) 関係する法律・法規及び規画に適合しているか否か、並びに生態保護レッドライン要求を遵守してそれによっているか否か。
- (3) 具体方案及びプロジェクト論証報告が所定の手続及び技術標準に従って編成されているか否か、並びに確実にフェージブルであるか否か。

- (4) 海島の利用面積及び境界が明確であるか否か、並びに権利帰属紛争が存在するか否か。
- (5) 領海基点、国防用途海島並びにその周辺軍事施設及び艦艇航路の安全等に対し影響を及ぼすか否か。
- (6) 利害関係人が存在する場合には、解決方案又は合意を既に提出しているか否か。
- (7) 違法な海島利用行為が存在する場合には、既に法により調査・処理しているか否か。
- (8) 関係部門の意見が一致を達成しているか否か。

第13条 審査には、主として専門家評価・審査、公示、意見の徴求及び集团的決定等の段階が含まれる。聴聞を行う必要がある場合には、関係規定に従い聴聞会の招集・開催を組織しなければならない。

2 審査期間については、「行政許可法」の関係規定に従い執行する。

第14条 国家海洋局は、無人海島開発・利用申請を審査する過程において、関係部門及び省級人民政府の意見を徴求しなければならない。関係部門及び地方は、意見徴求文書を接受した日から7業務日内に、書面による意見を国家海洋局にフィードバックしなければならない。期間を徒過して意見をフィードバックせず、かつ、状況を説明しなかった場合には、意見がないものとして処理する。

2 領海基点、国防用途海島並びにその周辺軍事施設及び艦艇航路の安全又は海洋功能区画中の軍事区内の海島の利用にかかわる場合には、更に軍事機関の意見を徴求しなければならない。

第15条 軍事機関が国家海洋局に対し国防建設海島利用申請資料、プロジェクト立件認可・回答文書及び地方政府の意見等の資料を提出する前においては、関係する審査業務については、軍隊の規定に従って執行する。

第16条 審査が終了した後は、国务院に報告して審査・認可を受ける海島の利用については、国家海洋局が審査意見を提出して認可を受けるために報告する。省級人民政府に報告して審査・認可を受ける海島の利用については、省級海洋主管部門が審査意見を提出して認可を受けるために報告する。

第3章 認可・回答及び登記

第17条 無人海島開発・利用申請につき認可を経た後には、国务院が海島の利用を認可するものについては、国家海洋局が海島利用認可・回答文書の印刷・発行につき責任を負い、関係する軍事機関及び地方の関係部門に対し副本を送付する。省級人民政府が海島の利用を認可するものについては、省級海洋主管部門が海島利用認可・回答文書の印刷・発行につき責任を負い、関係する軍事機関及び部門に対し副本を送付する。

2 海島使用単位及び個人は、財政部及び国家海洋局の関係規定に従い無人海島使用料を納付し、かつ、不動産統一登記の関係規定に従い、法により不動産登記手続を行い、不動産権利帰属証書を取得しなければならない。

第18条 無人海島の権利確定面積については、無人海島開発・利用審査・認可の境界に従い計算しなければならない。

第19条 無人海島の使用最高期間については、海域使用权の関係規定を参照して執行する。

第20条 海島使用単位及び個人は、海島利用認可・回答文書及び不動産権利帰属証書等の資料を証憑として関連部門において着工建設手続を行う。具体的弁法は、

省級人民政府が当該地区の実情を考慮してこれを定める。

第 21 条 既に認可された無人海島開発・利用活動については、監視・モニタリング及び評価を行わなければならない。

2 無人海島開発・利用の類型若しくは性質を改変する必要がある、又は無人海島開発・利用具体方案を顕著に改変するその他の場合には、国务院又は省級人民政府に報告して新たに審査・認可を受け、かつ、不動産変更登記手続を行わなければならない。

第 4 章 附則

第 22 条 関係する省級人民政府は、この弁法により当該地区の無人海島開発・利用審査・認可に係る具体的弁法を制定することができる。

2 無人海島開発・利用技術標準及び規範は、国家海洋局がこれを制定する。

第 23 条 無人海島の開発・利用がかかわる港、鉱産資源、廃棄物処理、安全生産、保護区及び風景名勝区等の管理は、関係部門が法によりこれを実施する。

第 24 条 低潮高地の開発・利用申請審査・認可については、この弁法に照らして執行する。

第 25 条 この弁法は、発布の日から発効する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)